

草津市と立命館大学と株式会社滋賀銀行との

三者による包括連携に関する協定書

草津市（以下「甲」という。）、立命館大学（以下「乙」という。）および株式会社滋賀銀行（以下「丙」という。）は、三者が協力し地域の活性化およびまちづくりの推進を図るため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙および丙の三者が包括的な連携のもと、それぞれが有する人的・物的・知的資源を有効に活用して協力することにより、農水産業、商工業、観光物産振興等をはじめとする地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲、乙および丙の三者は、次の事項について協力する。

- (1) 地域経済の活性化およびまちづくりの推進に関する事項
- (2) 雇用の促進および人材育成に関する事項
- (3) その他甲、乙および丙の三者が協議して必要と定める事項

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な内容および協力の方法等については、協議の上、別途覚書において定めることとする。

（期間）

第3条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定書の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙および丙のいずれからも書面による改定の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙および丙において協議の上、これを定めるものとする。

本協定の証として本協定書を3通作成し、署名捺印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成28年12月19日

(甲) 草津市長

橋川 渉



(乙) 立命館大学
学長

吉田美喜夫



(丙) 株式会社滋賀銀行
代表取締役頭取

高橋 祥二郎

